

第5期 雲南市農業委員会第17回総会議事録

1. 日 時 平成27年11月19日(木) 13:30~14:40

2. 場 所 市役所 301会議室

3. 出席委員(33名)

1番 渡部洋一	2番 高尾茂通	3番 岡田康弘	4番 竹内 勉
5番 片寄健治	6番 日野一夫	7番 鳥谷悦雄	8番 高橋敬二
9番 永井尚二	10番 周藤寛洲	11番 藤原修至	12番 橋本 博
13番 松原利廣	14番 高田 耕	16番 内部武雄	17番 柳原昌広
18番 白築 進	19番 白築美雄	21番 嘉本輝雄	22番 渡部満憲
23番 鶴原能也	24番 廣澤幸博	25番 錦織邦男	26番 岡田 伸
27番 持田明典	29番 山本裕子	30番 高島幹雄	31番 陶山直利
32番 小田久義	33番 藤原 好	34番 山本博子	35番 宇都宮敏章
37番 加藤一郎			

4. 欠席委員(4名) 15番 青木征温 20番 中西康一 28番 川上蘆求
36番 石橋義明

遅刻届出委員(0名)

5. 事務局又は説明者 事務局長 杉原律雄 統括主幹 女鹿田比文
主 幹 高橋知恵美 副主幹 大塚雄彦

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第97号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第98号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について
- ・議第99号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第100号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第101号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	定刻になりました。 ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ただ今の出席委員は33名であります。 定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第17回総会を開会いたします。 本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりです。</p>
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、雲南市農業委員会会議規則第13条の規定により、33番藤原好委員、34番山本博子委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2、諸報告を行います。</p>
議 長	<p>次に、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について ・農地等返還通知使用貸借解約の返還通知の受理について ・合意解約届出（農地法第18条6項通知）の受理について ・田畑転換届出の受理について ・農地法第4条第1項第8号（施行規則第32条第1号）届出書（農業用施設用地転用届出）の受理について ・公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出書の受理について ・農地法第5条第1項の規定による届出による受理について ・会議等の予定について
議 長	<p>事務局及から諸報告について説明がありましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言をお願いいたします。なお、発言をされる方は、議席番号とお名前をお願いいたします。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>以上で質疑を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行ないます。 「議第97号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p>
議 長	<p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書9ページをご覧ください。「議第97号農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。 申請番号1番から3番までの案件は平成10年に亡くなられた〇〇〇〇さん所有の</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>農地で〇〇〇〇さんには相続人がなく、財産処分にあたり相続財産管理人が選任されたもので、農地について地元で引き続き耕作できるよう近隣農家の方がそれぞれ受け手となって取得されるものです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△外3筆、地目は登記簿・現況とも畑で面積は合計で745㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は亡〇〇〇〇相続財産管理人□□□□さん、申請事由は、「松江家庭裁判所の権限外行為の許可による売却」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10a当り19,000円で確認は〇〇委員です。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田で面積は418㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は亡〇〇〇〇相続財産管理人□□□□さん、申請事由は、「松江家庭裁判所の権限外行為の許可による売却」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」という事です。土地代は10a当り62,000円で確認は〇〇委員です。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況とも田で面積は4,752㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は亡〇〇〇〇相続財産管理人□□□□さん、申請事由は、「松江家庭裁判所の権限外行為の許可による売却」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10a当り34,000円で確認は〇〇委員です。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況とも畑で面積は481㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「高齢になり耕作が困難になったこと及び後継者がいないため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代については103,000円と書いておりますが10a当り50,000円であります。訂正をお願いいたします。確認は〇〇委員です。</p> <p>なお、本案件は〇〇委員が申請代理人となっております。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況とも田で面積は1,172㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「体調不良により、譲渡人に譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10a当り350,000円で確認は〇〇委員です。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇△△-△、外2筆で地目は登記簿田、現況畑2筆、登記簿、現況とも畑が1筆で面積は合計で309㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は「高齢になり耕作が困難になったため譲受人に譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10a当り323,000円で確認は〇〇委員です。</p> <p>以上、本件については「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明を終わります。議事参与の制限に該当する申請番号4番の案件がございますので、最初に議事参与に関わる案件である申請番号4の案件を除く案件、申請番号1番から3番、5番から6番についてご審議いただきます。</p> <p>ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第97号農地法第3条の規定による許可申請について」申請番号4番の案件を除く案件申請番号1番から3番、5番から6番については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>「議第97号農地法第3条の規定による許可申請について」申請番号4番の案件を除く案件申請番号1番から3番、5番から6番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、議事参与の制限に関わる申請番号4番の案件について審議いたします。雲南市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により、23番〇〇委員には、ご退席願います。</p> <p>(23番〇〇委員 退席)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>先ほど事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第97号農地法第3条の規定による許可申請について」申請番号4番の案件については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>「議第97号農地法第3条の規定による許可申請について」申請番号4番の案件については、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>23番〇〇委員にはご着席いただきます。</p> <p>(23番〇〇委員 着席)</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第98号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の設定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の10ページをご覧ください。「議第98号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の設定について」であります。</p> <p>議案上程の理由は、空き家付農地について、指定追加の事案が発生したためです。議案書15ページの別表2、農地法施行規則第17条第2項の適用につきまして、新たに〇〇町〇〇△△-△、△△-△、〇〇町〇〇△△-△、△△-△、△△-△、△△-△、△△-△の7筆を加え、計71筆を区域としたいと考えております。対象物件の詳細は参考資料2をご覧ください。</p> <p>承認を得ることができましたら、平成27年11月19日告示といたします。また、</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>変更後の空き家付対象物件は資料No.2、1 ページのとおり、13件から16件となります。</p> <p>以上の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第98号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の設定について」は、提案のとおり決定することにご異議ございませんか</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第98号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の設定について」は、提案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第99号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書16ページをご覧ください。「議第99号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・畑、現況・宅地、面積は98㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は宅地進入路です。転用理由は、「隣接する自宅への進入路を確保したい」ということです。始末書が提出されており「平成20年3月に進入路を整備してしまった」ということです。平成27年8月10日に農用地除外の許可がでており、確認は〇〇委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・田、現況・雑種地、面積は287㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は資材置場で、倉庫1棟、ヒューム管等資材置き場、砂置き場を建設されます。転用理由は、「使用している事務所周辺の資材置き場が狭隘になったため、申請地を資材置き場として使用する」ということです。始末書が提出されており「平成15年から資材置き場として利用してきた」ということです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分は、都市計画区域内の準工業地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから、第3種農地と判断致しました。第3種農地は、原則転用可能となっています。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は2筆とも登記簿・田、現況・畑、面積は合計623㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は資材置き場ほかで、補修用碎石等置き場、丸太置き場ほかを建設されます。転用理由は、「隣接している本人所有の資材置き場が手狭であるので拡張する」ということです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分は、△△-△については、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。また、△△-△については、都市計画区域内の準工業地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから、第3種農地と判断致しました。第3種農地は、原則転用可能となっています。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は2筆とも登記簿・田、現況・畑、面積は合計18.99㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地及び管理地で、墓碑1棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地は遠方の急峻な山中にあり、今後の維持管理が困難であるため、申請地に移転したい。また、墓地の周囲を通路及び管理地として整備したい」ということです。平成27年8月10日に農用地除外の許可がでており、確認は〇〇委員です。農地区分は、「土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地である」ことから、第1種農地と判断致しました。許可条項は規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の「集落接続」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況ともに畑、面積は10㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地は山の中腹にあり一部崩壊の危険もあるため申請地に移転する」ということです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・田、現況・墓地1筆、登記簿・田、現況・雑種地1筆、面積は合計25㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>□□さん、転用目的は墓地及び管理地で、墓碑1棟を建築されます。転用理由は、「墓地の場所が離れているので近くに移転したい」ということです。始末書が提出されており「平成6年12月に墓地を移転してしまった」ということです。平成27年8月10日に農用地除外の許可がでており、確認は〇〇です。農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。本日〇〇は体調不良により急きょ欠席されました。補足説明につきましては事務局で伺っておりますので、代わって説明させていただきます。申請番号6番の方につきまして、平成6年に転用しておられますが、こちらは〇〇町のゴルフ場関連の立ち退きで家ごと移転されたそうです。先代がされたそうですが、このたび農地の整理等されたところ墓地の転用をしていないことがわかり手続きをされました。家の転用手続きはされています。当時農地法を理解せず大変申し訳なかったとのことです。</p> <p>以上6件の申請についてご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありました。確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p>
29番	<p>29番〇〇です。申請番号1番についてです。先ほど事務局から説明がありましたが、始末書が提出されております。□□□□さんが所有する農地について、今日まで農地法の転用の許可申請の手続きをせずに自宅への進入路として使用していた。大変申し訳ないこととしていたと反省しておられます。従来の自宅南側にある進入路は傾斜がきつ、平成20年3月に自宅の崖に沿って整備を行い現在に至っておられるようです。当時は農地法を理解せずこのようなことになったので、今後はこのようなことがないように十分注意いたしますとの謝罪等ありましたのでご審議よろしくをお願いします。</p>
9番	<p>9番〇〇です。申請番号2番についてです。申請人の□□□□さんは、水道事業を営んでおられます。この案件は申請人のおじいさんが水道事業の資材置き場として取得し利用してこられたそうです。申請人のおじいさんは亡くなっておられまして、申請人も詳しいことはわからないそうですが、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第99号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認として県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第99号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第100号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書19ページをご覧ください。「議第100号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田・現況宅地、面積は29㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は△△△△です。転用目的は宅地拡張で、塀7.5㎡、水路を建設されます。転用理由は、「現在の医師住宅南側の申請地を転用し、雨水排水路及び住宅用の塀を設置したい」ということです。始末書が提出されておりまして、「平成27年4月に塀を整備し、利用してきた」ということです。農用地区域外で都市計画区域内の準住居地域に指定されております。土地代は10アール当たり10,000円、確認は〇〇委員です。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域が定められている地域内の農地である」ことから、第3種農地と判断致しました。第3種農地は、原則転用可能となっております。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△外2筆、地目は登記簿・現況とも畑、面積は1,624㎡のうち358㎡です。権利の種別は使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は△△△△です。転用目的は一般個人住宅・進入路で、住宅1棟68.57㎡を建設されます。転用理由は、「現在住んでいる実家が手狭になったため、隣接地である申請地を借り受け、個人住宅を建設したい。また、道路からの進入路が必要であるため、進入路としたい」ということです。農用地区域外で都市計画区域内の第1種住居地域に指定されております。賃借料は無償、確認は〇〇委員です。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域が定められている地域内の農地である」ことから、第3種農地と判断致しました。第3種農地は、原則転用可能となっております。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は240㎡です。権利の種別は使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇市〇〇の△△△△、△△△△さんです。転用目的は一般個人住宅で、住宅1棟64.00㎡、駐車区画2台分を建設されます。転用理由は、「実家の近くに新居を建築したい」ということです。農用地区域外で、賃借料は無償、確認は〇〇委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>以上3件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p>
9 番	<p>9番〇〇です。申請番号1番についてです。この案件は〇〇病院が今度新築されるということで、土地の調査等されたところです。申請地は〇〇の病院の土地と思っておられたそうですが、いろいろ調べられると隣地の□□□□さんの土地であることが判明したそうです。改築にあたりこのようなことが判明し転用手続きをしていなかったということで始末書付きです。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第100号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認として県に進達することにご異議ございませんか</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	よって、「議第100号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし県に進達することに決定いたしました。
議 長	次に、「議第101号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案書21ページ「議第101号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明します。</p> <p>今回の案件は〇〇町21件、〇〇町2件の計23件申請されております。23ページの2番から31ページの21番までは、借受人が財団法人□□□□となっております。この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議よろしくお願い致します。</p>
議 長	ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。
議 長	<p>概ね10分ぐらいでお願いいたしたいと思います。暫時休憩といたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	再開します。
議 長	先ほど、ご協議いただいた結果を〇〇町より発表していただきます。〇〇町よりお願いします。
9 番	9番△△です。〇〇町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
31 番	31番△△です。〇〇町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
議 長	<p>ただいま各町から発表のとおり許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	無いようですので、質疑を終わります。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第101号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって「議第101号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに、決定をいたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。閉会いたします。</p>
事務局	<p>ご起立下さい。</p> <p>一同ご礼。</p> <p>ご着席願います。</p>
事務局	<p>次にその他事項に入ります。</p> <p>【その他報告事項】</p> <p>(1) 利用権設定の終期通知について</p> <p>(2) 平成27年度農業委員会視察研修経費精算書について</p> <p>(3) 農業委員会委員選挙人名簿登載申請について</p> <p>(4) 女性農業委員の活動について</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議長

署名委員

署名委員